

一般廃棄物の効果的な減量等の方策について中間報告書（案）
 に対するパブリックコメント実施報告

平成 19 年 1 月 12 日
 三条市廃棄物減量等推進審議会

- 1 実施期間 平成 18 年 12 月 18 日（月）～平成 19 年 1 月 5 日（金）
- 2 告知方法
 広報さんじょう（12 月 16 日号）、市ホームページに掲載
 閲覧窓口設置……生活環境課、図書館、市役所及び栄・下田サービスセンターの市
 民課、情報公開コーナー、公民館 9ヶ所（中央、嵐南、井栗、大崎、保内分館、
 本城寺、大島、栄、下田）
 報道機関へ資料送付（9 社）
 商工団体の会報にチラシ折り込み
 …三条商工会議所 2,600 部、栄商工会 430 部、下田商工会 350 部
 工業団体の会員へ FAX、メール配信
 …三条工業会 450 部、金物卸商協組 240 部、木工協同組合 50 部
 商店街の会員へチラシ配布
 …東三条 28 部、一ノ木戸 27 部、四日町 16 部、三条中央 33 部、昭栄
 通り 26 部
 食品衛生協会・部会員へチラシ配布……豆腐 16 部、製麺 4 部
 一廃棄物処理業許可業者 39 業者へチラシ配布及び説明会開催… 2 3 業者出席
- 3 意見提出 3 件（FAX 1 件、メール 1 件、持参 1 件）
- 4 寄せられた意見（要約）

	意見の概要
1 (A)	<p>廃棄物の減量化・再資源化に対する施策の提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三条市の現状は、有料化や処理料金の改定では市民にリサイクル意識が定着せず、減量は進捗しない。そのため、再資源化に対する意識付け・方法論が課題と考える。 1. 「バイオマスタウン構想*1」を策定し、生ごみの減量化・再資源化の中心 的な施策として位置づけ官民挙げて推進する。 2. 食品リサイクル法を厳格に運用し事業系一般廃棄物の減量化を図る。 3. 市民団体と連携し家庭系生ごみの再資源化を 4. 地域内処理（ゼロ・エミッション*2）の達成のため、産学官連携の研究体 制を構築し、再資源化事業者を育成する。
2 (B)	<ul style="list-style-type: none"> 1. ごみ処理量の削減には、排出事業者に対するリサイクル率向上の方策を示す べきである。 2. 従量制課金への変更は、負担の公平化とは言い切れない。ごみ重は、重量だ けでないことを意識する必要がある。 3. 市外のごみ流入はおかしいと判断すべきで、その対応を取るべきである。 4. 民間処理料金とのバランスは、ごみ処理コストに応じたものとすべきであ る。 5. 併せ産廃の受入禁止は、広く市民・事業者のコンセンサスが得られれば問題 ない。特例による受入は、理由が明確で公平感を満たすものとすべきである。 6. リサイクルの推進 ・家庭ごみに限らず、事業系リサイクル物の回収を検討すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水機、乾燥機などの減量機に対する融資制度を創設すべきである。 ・緑のリサイクルセンターを活用し、食残物（おから）等の有機質を利用し肥料化できないか。 <p>7. 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・リサイクル推進の必要性は理解できるが、前審議会の提言を検証しもっと時間をかけ効果的な方策を実施すべきである。 ・3Rの効果的な運用と環境意識の醸成を目指す、ソフト事業の取組みをすべきである。
<p>3 (C)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会の開催回数、審議時間が少なく審議が尽くされたものと思えない。また、一般廃棄物処理業者の意見が全面的に反映されなければ、民意が反映されたことにならない。 2. 3年余りで大幅な料金値上げは、時期尚早であり、到底理解得られなく（収集料金に転嫁が難しいので）、先ず現行料金で従量制方式導入を行い、成果を見ながら次のステップに移行すべきである。 3. 併せ産廃の受入禁止については、十分な実態調査、意見収集と支援策の検討が不可欠である。また、一定規模以下の線引き及び猶予期間等の具体的に考えを示すべきである。 食品リサイクル法により減量努力している企業に対し、二重の負担を強いることになる。 4. 企業・事業所誘致を後回しにしてごみの20%減量を優先することは、安直である。 5. 事業系ごみの家庭ごみへの混入実態を把握し、適正指導の徹底がごみの減量化につながる事となる。 6. 排出者（市民・事業所）の理解と協力、（行政の）支援・指導による3R推進こそが成功の鍵である。 7. 民間処分施設の現況を認識されるべきだ。 8. 料金策定の根拠は、市の要因により決定されるべきで、市外からの流入防止や近隣バランスを優先すべきもので無い。流入防止策は、もっと多面的な視点に立ち厳正な対策をたてていただきたい。 <p>以上、あくまでも丁寧に時間をかけ、細部まで対策を考え、市民・事業者の理解を得て取り組むべきものである。</p>

*1 バイオマスタウンとは

バイオマスを活用した「まちづくり」に取り組んでいる地域のこと。市民、事業者、行政等が協力しあってバイオマス利活用の仕組みを築き、循環型社会への転換を図ることで、地域として地球温暖化に貢献します。

この取り組みは、同時に地域コミュニティの活性化や地域産業振興といった地域社会の活力にも結びつきます。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料を除いたもの)を指す言葉です。木くず、生ごみ、家畜の排泄物などの廃棄物、稲わらや間伐材などの未利用資源、なたねやさとうきびの資源作物をエネルギーや新素材、工業原料などに利活用することを意味しています。

*2 ゼロ・エミッションとは

産業の製造工程からでるごみを、別の産業の再生原料として利用する「廃棄物ゼロ」の生産システムの構築を目指すこと。地球サミットで「持続可能な開発」が採択されたことを受けて国連大学が提唱。1995年4月からスタートしました。

一般廃棄物の効果的な減量等の方策について（中間報告書案）
に寄せられた意見に対する考え方・対応について

平成19年1月12日
三条市廃棄物減量等推進審議会
会長 西澤輝泰

意見の分類	番号	意見概要	考え方（案）	対応（案）
ごみ処理手数料				
従量制の導入	2-2	従量制課金への変更は、負担の公平化とは言い切れない。ごみ重は、重量だけでないことを意識する必要がある。	完全な公平化ではないが、多く出す人が多く負担する公平性が明確になる。	
料金の改正	3-2	3年余りで大幅な料金値上げは、時期尚早であり、到底理解得られなく(収集料金に転嫁が難しいので)、先ず現行料金で従量制方式導入を行い、成果を見ながら次のステップに移行すべきである。	H25年までに20%減量することが循環型社会形成推進地域計画で課せられた市の義務である。 また、収集業者の負担にならないよう行政として事業者に対し十分な周知を図る必要がある。	
	2-4	民間処理料金とのバランスは、ごみ処理コストに応じたものとすべきである。	対処理経費、近隣市のごみ処理手数料との比較検討を行った。	
	3-8	料金策定の根拠は、市の要因により決定されるべきで、市外からの流入防止や近隣バランスを優先すべきもので無い。	H14 236 円/10kg H15 233 円/10kg H16 232 円/10kg	

				エコパーク 222～264 円/10kg 隣接市 30～120 円/10kg	
事業系ごみの減量化方策					
併せ産廃の受入 禁止	2-5	併せ産廃の受入禁止は、広く市民・事業者のコンセンサスが得られれば問題ない。特例による受入は、理由が明確で公平感を満たすものとするべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・併せ産廃は、処理能力に余裕がある場合に受入できる。新しい焼却施設は20%減量化した施設規模になるため、併せ産廃の多量排出者の受入れ規制は、明確な理由であり十分理解が得られる。 ・特例による受入量の考え方は、現在の最終処分場受入れ制限と整合性を図る必要がある。 ・二重負担にはならないと思われる。 		
	3-3	併せ産廃の受入禁止については、十分な実態調査、意見収集と支援策の検討が不可欠である。また、一定規模以下の線引き及び猶予期間等の具体的に考えを示すべきである。 食品リサイクル法により減量努力している企業に対し、二重の負担を強いることになる。			
搬入ごみの適性 検査、 搬入者の適正指 導	2-3	市外のごみ流入はおかしいと判断すべきで、その対応を取るべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査で市外の事業所ごみが発見されており、適正指導体制を整備する必要がある。 ごみステーションでの監視体制の強化を望む。 		
	3-8 後段	流入防止策は、もっと多面的な視点に立ち厳正な対策をたてていただきたい。			
	3-5	事業系ごみの家庭ごみへの混入実態を把握し、適正指導の徹底がごみの減量化につながる事となる。			
循環型社会形成の政策					
3 R、資源化、 リサイクルの推	1-1	「バイオマスタウン構想」を策定し、生ごみの減量化・再資源化の中心的な施策として位置づけ官民挙げて推進する。	今回諮問された第3点目の項目で、平成19年度		

進	1-2	食品リサイクル法を厳格に運用し事業系一般廃棄物の減量化を図る。	の審議事項である。	
	1-3	市民団体と連携し家庭系生ごみの再資源化を		
	2-1	ごみ処理量の削減には、排出事業者に対するリサイクル率向上の方策を示すべきである。		
	2-6	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみに限らず、事業系リサイクル物の回収を検討すべきである。 ・脱水機、乾燥機などの減量機に対する融資制度を創設すべきである。 ・緑のリサイクルセンターを活用し、食残物(おから)等の有機質を利用し肥料化できないか。 		
	2-7	3Rの効果的な運用と環境意識の醸成を目指す、ソフト事業の取組みをすべきである。		
	3-6	排出者(市民・事業所)の理解と協力、(行政の)支援・指導による3R推進こそが成功の鍵である。		
その他の方策(提案)	1-4	地域内処理(ゼロ・エミッション)の達成のため、産学官連携の研究体制を構築し、再資源化事業者を育成する。	今後の検討すべき課題である。	
その他	3-1	審議会の開催回数、審議時間が少なく審議が尽くされたものと思えない。また、一般廃棄物処理業者の意見が全面的に反映されなければ、民意が反映されたことにならない。	今回出された意見は、すべて一般廃棄物処理業者またはその関係者からのものであり、それを踏まえて今回審議会で議論するものである。	
	3-4	企業・事業所誘致を後回しにしてごみの20%減量を優先することは、安直である。	企業誘致とごみの減量化は、直接関連するものではないと考える。	
	3-7	一廃の民間処分施設の現況を認識されるべきだ。	一廃は、市の施設での受入れが今後とも継続されるものである。	